

令和３年第９回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和３年９月２７日（月）
午後２時から午後３時
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター ３階会議室
3. 委員定数 条例定数１９人 現委員１９人
4. 出席委員 （１９人）

会 長	１ 番	岩 崎	信 一 郎						
会長代理	２ 番	松 本	千 代 治						
委 員	３ 番	山 口	隆	４ 番	谷 脇	文 弘	５ 番	松 崎	常 俊
	６ 番	津 口	祐 二	７ 番	岸 本	六 郎	８ 番	白 石	幸 憲
	９ 番	福 田	務	１ ０ 番	葉 山	諭	１ １ 番	瀬 川	洋 子
	１ ２ 番	浦 口	大 輔	１ ３ 番	辻 尾	政 幸	１ ４ 番	朝 長	久 夫
	１ ５ 番	宮 崎	壽 治	１ ６ 番	水 嶋	政 明	１ ７ 番	葉 山	静 子
	１ ８ 番	知 念	近 海	１ ９ 番	田 中	初 治			

5. 欠席委員（０人）

6. 議事日程

第１ 議事録署名委員の指名

- 第２ 議案第４１号 農地法第３条の規定による許可申請について
議案第４２号 農地法第５条の規定による許可申請について
議案第４３号 農用地利用集積計画の決定について
議案第４４号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第４５号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項 転用許可不要案件届出について

7. 事務局 事務局長：浦野幸征 局長補佐：神浦真吾 主査：谷内美佳
主任主事：本田美春

8. 会議の概要

事務局 只今から令和３年西海市農業委員会第９回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員１９名全員出席で、定足数に達しておりますので総会
は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長は
会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願い

いたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、17 番：葉山静子委員、18 番：知念委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 41 号農地法第 3 条の規定による許可申請について「1 番」について説明いたします。資料は 1 頁となります。物件は西海町横瀬郷字大石本、字堀原、字大根原、字小田、字濱向の田 5 筆 2,028 m²、畑 7 筆 4,487 m²、計 12 筆 6,515 m²の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可後直ちに贈与し、所有権移転登記を行う、妻の兄の名義となっている申請地を譲り受け人に贈与するため申請するもの、となっています。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。譲り渡し人は相続により申請地を所有しているが、県外に居住。西海市に戻る予定もないため、妹の夫にあたる譲り受け人へ贈与による所有権移転登記を行うため、今回の申請手続きに至ったと聞いております。

農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 2 頁から 17 頁までで、2 頁に位置図、3 頁に付近状況図、4 頁から 9 頁に現況写真、10 頁から 14 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。15 頁から 17 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から 1.3 k m から 1.5 k m の範囲内にあり、車で約 5 分以内のところにそれぞれの申請地がある状況です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから、許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 1 番につきまして、13 番委員、補足説明をお願いします。

1 3 番 13 番委員です。譲り渡し人と譲り受け人は義理の兄弟にあたり、県外に居住する譲り渡し人が、将来帰ってくる予定もないため、市内に在住する譲り受け人へ譲渡するための申請であります。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 41 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 42 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 42 号農地法第 5 条の規定による許可申請について「1 番」を説明いたします。資料は 19 頁となります。物件の所在は、西海町木場郷字下木場の畑・計 1 筆・498 m²の申請となっています。譲り渡し人及び譲り受け人については、議案書記載のとおりです。使用目的は「住宅建築」、移転の事由は「婚姻にあたり、両親宅から独立し新たに住宅を建築するもの」となっています。権利内容は「所有権移転・贈与」です。添付資料は、18 頁及び 20 頁から 27 頁までで、18 頁に位置図、20 頁に付近状況図、21 頁に現況写真、22 頁に字図、23 頁に航空写真を添付しています。24 頁に被害防除計画書、25 頁に土地利用計画図、26 頁に平面図、27 頁に立面図を添付しています。木造平家建、床面積 98.12 m²、建築面積 99.78 m²の住宅建築を予定しております。24 頁にもどり、被害防除の内容は、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、現状のまま利用する。被害防除措置の内容または被害の発生の恐れがない理由として、周囲にコンクリートブロックとフェンスを設け、土砂流出を防止することから被害が生じる恐れはない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水排水は水路放流、汚水・生活

雑排水は、合併浄化槽処理、道路側溝に放流となっています。河川管理者等との協議内容は建設課と協議中と聞いております。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、建物の高さを加減する、高さ 5.12m 程度。被害防除措置の内容又は被害のおそれのない理由として、建物の高さを加減することから被害が生じる恐れはない。工期は許可日から令和 4 年 3 月 31 日を予定しています。申請地は集落内の市道に接し、宅地と畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。西海町土地改良区の対象からも外れています。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは 4 番委員、補足説明をお願いします。

4 番 4 番委員です。9 月 23 日に、地元の推進委員と現地確認をしました。譲り受け人は譲り渡し人の娘さんで、今回結婚し住宅を建設すると聞いています。周りに農地がありますが休耕地が多く、道路に面した西側に側溝がありますので、排水等の影響もないものと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 42 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 42 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 42 号の 2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「2 番」を説明いたします。資料は 28 頁となります。物件の所在は、西彼町大串郷字クワンガ崎の田・計 1 筆・614 m²の申請となっています。譲り渡し人及び譲り受け人については、議案書記載のとおりです。使用目的は「住宅建築」、移転の事由は「現在の借家が手狭であるため、申請地に住宅を新築するため」となっています。権利内容は「所有権移転・売買」です。添付資料は、18 頁及び 29 頁から 36 頁までで、18

頁に位置図、29 頁に付近状況図、30 頁に現況写真、31 頁に字図、32 頁に航空写真を添付しています。33 頁に被害防除計画書、34 頁に土地利用計画図、35 頁に平面図、36 頁に立面図を添付しています。全体面積 614 m²の申請地に盛土で 1 m 程度の嵩上を行い、有効面積 496 m²の敷地に木造平家建、延べ床面積 129.20 m²の住宅を新築する予定にしております。33 頁にもどり、被害防除の内容は土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、盛土を行う最高 1 m、最低 0.5m。被害防除措置として土留め工事をする。被害防除措置の内容または被害の発生の恐れがない理由として、法面に土留め工事を施工する。特段被害を及ぼす恐れがない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水排水は自然流下。汚水・生活雑排水は、下水道処理となっています。河川管理者等との協議内容は雨水等の自然流下のみで、特段被害の恐れはない。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として建物の高さを加減する。高さ 6.99m 程度。被害防除措置の内容又は被害のおそれのない理由として建物の高さを加減することから被害が生じる恐れはない。工期は許可日から令和 4 年 3 月 31 日を予定しています。申請地は市道や里道に接し宅地や田や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは 2 番委員、補足説明をお願いします。

2 番 2 番委員です。9 月 24 日に、地元推進委員と現地確認をしております。申請人はもともと大串郷の出身でして、現在は平山郷のアパートに住んでおりますけども、手狭になり地元の家を建てるということで、この申請に至っております。現地のすぐ上の田が当推進委員の水田でありまして、1 m の盛土をしたうえで、平屋建てで建設するということであり、状況からして隣地の農地には何ら支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただ今、議案第 42 号の 2 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 42 号「農地法第 5 条の規

定による許可申請について」の２番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 43 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料の 37 頁をお願いします。議案第 43 号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する、となっています。

38 頁は農地利用集積計画集計表で、今回は合意解約 4 筆 7,529 m²と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）従来分 8 筆 1,814.12 m²と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）一括方式分 10 筆 20,198 m²が計上されています。

39 頁は合意解約分で 3 件 4 筆分 7,529 m²が計上されています。40 頁は県公社借入分の従来分で、今回 1 件 8 筆 1,814.12 m²が計上されています。小迎地区県営農業競争力強化基盤整備事業に係る分で整備計画に編入を行うものです。今回配分はありません。41 頁は県公社借入分の一括方式分で 7 者から使用貸借する 3 筆 5,911 m²と賃貸借する 7 筆 14,287 m²、計 10 筆 20,198 m²について計上されています。

今回申請があった利用集積の利用集積・配分手続き、各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。新規契約分 2 筆分と契約変更に係る再契約 2 筆分と契約満了分の再契約 6 筆分、計 10 筆分の使用貸借 3 筆、賃貸借契約 7 筆が今回の集積計画となっています。農業経営基盤強化促進法第 18 条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 43 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 続きまして、議案第 44 号「農地中間管理事業における農用地利用配

分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

資料の 42 頁をお願いします。議案第 44 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める、となっています。資料は 43 頁から 51 頁までです。43 頁は従来分の利用配分計画で、1 番から 8 番の 8 筆については今回配分はありません。9 番・10 番の 2 筆 1,435 m²は再配分を行う分で先月の合意解約分 1 件 2 筆を再配分した内容となっています。45 頁に申請者の経営状況を添付しています。

44 頁は、先ほど 41 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 10 筆に対して、県農業振興公社から「6 者」に対し、賃貸借「20 年」のもの 1 筆、賃貸借「10 年」のもの 3 筆、賃貸借「8 年 4 ヶ月」のもの 2 筆、賃貸借「5 年」のもの 1 筆、使用貸借「20 年」のもの 2 筆、使用貸借「10 年」のもの 1 筆、合計 10 筆、20,198 m²の各筆明細を計上しています。今回の申請者となった 6 者の担い手の経営状況につきましては、46 頁から 51 頁に資料を添付しています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。

本案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長

通常分の 1 番から 8 番につきましては、配分がありませんので補足説明は不要です。通常分の 9 番と 10 番、及び一括分の 1 番と 2 番につきまして、9 番委員、補足説明をお願いします。

9 番

9 番委員です。9 月 26 日日曜日、地元推進委員と一緒に確認してきました。現場は面高郵便局の道向かいで、隣り合った農地です。譲り受け人は元農業委員で、夏にはスイカ、冬にはゆでぼし用の大根を栽培しており、夫婦と他に 2 名を常時雇用しながら 4 名で農業をしているということでした。何も問題はないと判断いたしました。以上です。

議 長

続きまして、一括分の 3 番と 4 番、及び 10 番の補足説明を 14 番委員をお願いします。

14 番

14 番委員です。譲り受け人は若い経営者であり、以前にもこうした耕作放棄地になるようなところを借り受けて、ミカンを栽培しております。今回も、果樹経営支援対策事業を活用して規模拡大を図るために、今後耕作放棄地になりそうなところを借り受けて、ミカンを植え

たいということでした。10 番の譲り受け人については、このところ継続的に計画に上がっていますが、大西海のビワ部会長もされており、何も問題はないと思います。以上です、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、5 番から 7 番の補足説明を 5 番委員にお願いします。

5 番 5 番委員です。先週土曜日に、私と 1 番委員と地元推進委員の 3 人で現地を確認しました、譲り受け人は以前も案件が上がっていましたが、そこで牧草を作って繁殖牛を経営しており、まだまだ頑張っていますので、何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、8 番の補足説明を 10 番委員にお願いします。

10 番 10 番委員です。9 月 25 日に、15 番委員と現地確認をいたしました。借り手は、針尾地区のミカン生産者です。今年に入りましてから、同じ貸し手のミカン園を中間管理事業で借地をしていますが、今回の場所は、西海橋魚魚の宿（ととのやど）駐車場からちょっと奥のほうに入ったところで、面積は約 41 a 程です。実はもう放棄されたミカン園でありまして、上半分はかなり雑木が茂っていますが、下半分は耕作されなくなってまだ年数が浅いため、その部分を今回新しく開園をしたいということで今回の借り入れとなっています。借り手は、非常にミカン作りに熱心な方で、規模拡大を望んでおられますし、また貸し手も耕作放棄地の解消につながりますので、よろしくお願いします。以上です。

議 長 続きまして、9 番の補足説明を 6 番委員にお願いします。

6 番 6 番委員です。9 月 23 日に、地元推進員と現場確認に行きました。場所は借り手の家から裏手に大体 50m ぐらいのところにあり、白崎郷の基盤整備工事の残土が一時期置かれていましたが、それがもう撤去されたので借りることにしたということでした。現地はもうスピードスプレーヤーが通る道も整備され、いつでも植えられる状態でした。ミカンを主につくっている農家さんなので、ミカンを植えられるそうです。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 44 号についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 44 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 45 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは資料別冊 1 頁をお願いします。議案第 45 号非農地通知の対象とすることの決定について、を説明します。今回は通常分 4 件・29 筆・18,415 m²と同意書分 26 件・126 筆・91,080 m²の合計 30 件・155 筆・109,495 m²について、審議を頂きたいと思います。

まず、通常分について説明します。資料の 1 頁をお願いします。物件 1 番から 15 番の 15 筆は西海町太田和郷、中浦北郷の物件で、資料は 3 頁から 23 頁です。申請者は西海町太田和郷にお住いの方です。3 頁に申請地位置図、4 頁から 7 頁に付近近況図、8 頁から 11 頁に現況写真、12 頁から 18 頁に字図、19 頁から 23 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、9 番が現場到達困難な状況でしたが、雑木等が茂り山林化・原野化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

次に資料の 1 頁・2 頁をお願いします。物件 16 番から 23 番の 8 筆は西彼町八木原郷の物件で、資料は 3 頁及び 24 頁から 31 頁です。申請者は西彼町八木原郷にお住いの方で、相続物件も含まれています。

3 頁に申請地位置図、24 頁に付近近況図、25 頁・26 頁に現況写真、27 頁から 29 頁に字図、30 頁・31 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、16 番から 18 番は遠方から確認、19 番は現地到達が困難な箇所でした。雑木等が茂り原野化しており、現場や航空写真で確認した範囲において特に支障はないと判断しました。

次に資料の 2 頁をお願いします。物件 24 番から 26 番の 3 筆は西海町横瀬郷の物件で、資料は 3 頁及び 32 頁から 35 頁です。申請者は滋賀県守山市にお住いの方で、西海町出身者です。3 頁に申請地位置図、32 頁に付近近況図、33 頁に現況写真、34 頁に字図、35 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分、赤枠で囲ん

だ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

次に資料の2頁をお願いします。物件27番から29番の3筆は西海町木場郷、川内郷の物件で、資料は3頁及び36頁から42頁です。申請者は西海町川内郷にお住まいの方です。3頁に申請地位置図、36頁・37頁に付近近況図、38頁に現況写真、39頁・40頁に字図、41頁・42頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地の方ですが、28番29番は遠方から確認、雑木等が茂り原野化・山林化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

今回申請がありました対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。西海町の土地につきましては、西海町土地改良区の対象からも外れていることを確認済みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、それぞれ補足説明をお願いします。まず、1番から15番の補足説明を、5番委員をお願いします。

5 番 5番委員です。先週土曜日の午後から、申請者は事情があり同行できませんでしたが、私と17番委員と地元推進委員とで現地確認を行いました。現地は広範囲にわたっており、結構時間がかかりました。現地を見る限り、もう何十年も耕作していないようなところばかりでした。申請者本人と息子さんは今後も耕作できないとのことであり、何も問題ないと判断しました。それと中浦北郷の農地については、別の日に、1番委員と地元の推進委員とで確認を行いました。その田畑も、もう何年もつくっていないような状況で荒れていましたので、何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、16番から23番の補足説明を15番委員をお願いします。

15番 15番委員です。9月24日に、私と地元推進委員と申請者とで現地を確認しました。今回の申請地は7月に、地元推進委員さんと一緒に農地利用状況を調査し、B判定（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）をしたところです。16番から19番は現地到達が困難でしたので最寄りの道路からも確認しましたが、写真のとおりで、かなり雑木等が茂っており、耕作地に復活するのはちょっと困難かと思われました。以上です。

議 長 続きまして、24番から26番の補足説明を13番委員をお願いします。

13番 13番委員です。この申請地は、所有者が市外へ転居してからかなり時間が経っているため、雑木等が茂り、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 続きまして、27番から29番の補足説明を19番委員にお願いします。

19番 19番委員です。本日、午前中に地元推進委員と確認をしてきました。この27番は、ミユキソーイングの前にあり、一部草刈り機で草を刈ったところもありましたが、防風林のヒノキで覆われたところもあり、また手前のほうにはスクラップのような金属物がありまして、これはもう農地としての再生は駄目だなどと判断しました。それと28番、29番ですが、ここは川内・太田原・開田地区の墓地の上になるところで、荒れていて竹山が迫ってきているため、恐らくもう耕作できないだろうと判断しました。また、ここの畑は農道が未整備で車が入らないため、歩いて行くしかなく、今後も耕作されないだろうと思いました。

議長 ただ今、議案第45号の通常分についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第45号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分1番から29番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第45号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料別冊の43頁をお願いします。議案第45号非農地通知の対象とすることの決定について同意書分を説明します。今回、申請者の方は26件、126筆・91,080㎡となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、令和2年度の農地パトロール（利用状況調査）において、B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）の判定をしている農地を対象とし、土

地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、8月24日以降9月6日までに受け付けた分24件と早期対応依頼の2件、計26件の非農地通知同意書について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。43頁の物件1番から48頁の101番の101筆は西海町の物件です。申請者の方は西海町にお住まいの方々です。83番から91番の9筆は相続対象物件となります。48頁の102番から111番の10筆は大瀬戸町多以良外郷の物件で申請者の方は大瀬戸町多以良外郷にお住まいの方です。48頁の112番から49頁の126番の15筆は西彼町の物件で申請者の方は福岡市早良区にお住まいの方で、西彼町出身の方で共有名義の物件です。関係資料は50頁から87頁までです。

50頁に西海市管内図、位置図の配置図資料を添付しました。51頁から55頁に航空写真配置図を添付しました。51頁から53頁に西海町分、54頁に大瀬戸町分、55頁に西彼町分の配置図を添付しています。赤枠内の番号「1」が航空写真の番号「1」と連動しています。56頁から87頁に対象地の航空写真を添付しています。航空写真内のナンバーが、申請対象地の番号と、数値が申請地の地番と連動しています。43頁の申請地「1番」申請地番「238番」の地図等の「西海1」について、50頁の配置図1の赤枠「1」と、51頁の西海町木場郷、丹納郷、太田原郷、川内郷1赤枠1と、56頁の航空写真の西海1「No. 1」、「238」が、それぞれ連動しています。

申請地の方ですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林化・原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。また、西海町土地改良区の受益地でない旨も確認済みです。

同意書分26件、126筆、91,080㎡について審議をお願いします。当月分の累計として49頁の下段に計155筆、109,495㎡と記載しております。事務局からの説明は以上です。

議長 ただ今、議案45号の同意書分について説明がありました。なお、本案は、19番委員自身が関係する事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により議事に参加できませんので、19番委員につきましては審議終了まで退席をお願いします。

《19番委員退席》

議長 それでは、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 45 号の同意書分 1 番から 126 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 19 番委員 入室してください。
《19 番委員 着席》

議 長 以上で、議案審議は終わります。

議 長 次に報告事項について事務局お願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は別冊の 88 頁から 93 頁となります。農地の転用事実に関する照会（地目変更登記）について報告します。

88 頁をお願いします。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会がありました。本件は、令和 3 年 9 月 9 日付け日記第 387 号分です。受付は 9 月 10 日となります。申請物件は西彼町八木原郷字八子キの田、計 2 筆、770 m²について照会があり、事前調査の後、令和 3 年 9 月 16 日に農業委員、農地利用最適化推進委員、計 3 名と農業委員会事務局 1 名で現地確認を行い、17 日付で非農地である旨回答を行いましたので報告するものです。関係資料は 89 頁から 93 頁となります。89 頁に位置図、90 頁に付近近況図、91 頁に申請地の現況写真、92 頁に字図、93 頁に航空写真を添付しております。本件は田（現況畑）から雑種地へ地目変更申請を行った案件で、申請の通り非農地として回答いたしました。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今の報告について、皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 以上で全ての審議は終了しました。
皆さんの方から何かありませんか。

議 長 無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。
来月の総会は
日時 令和 3 年 10 月 25 日（月） 午後 2 時 00 分から

場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室

代 理 これをもちまして西海市農業委員会第9回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和 3 年 9 月 27 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人